

【談話】国会議論すらない経産省の省令で、全国の託送料金で原発事故費用を回収することに強く反対します

2025年3月9日
緑の党グリーンズジャパン共同代表
中山均 漢人あきこ
尾形慶子 八木聡

2月26日、グリーンコープ託送料金訴訟において、福岡高裁は原告側の控訴を棄却しました。これは東京電力あるいは全国の原発電力を利用していない住民にも、原発事故の賠償や廃炉費用を経産省の判断だけで負担させる、極めて不当な判決です。

2017年、経産相が省令を改正し、福島原発事故の賠償費用や老朽化した原発の廃炉費用を託送料金に上乗せできる規定を設けました。国会議論を経ず決まった経産省令で、送電線を持たない多くの新電力は、地域の大手電力会社に託送料金を支払うことになり、それは電気を使う人全員の電気料金で回収されます。2019年10月より、電気料金の1/3を占める託送料金に、この2つの原発関連費用が含まれるようになりました。原発由来の電気の使用を拒み、再エネ電力に乗り換えたはずの住民も、原発事故の賠償や廃炉費用の負担を拒めないようになりました

新電力のひとつである「グリーンコープでんき」は、2020年10月、この託送供給約款認可の取消しを求めて国（経産省）を提訴しました。2023年3月、棄却という判決が下り（第1審）、「グリーンコープでんき」はこれを不服として控訴し、2023年9月19日より6回の審理を経ました。

2月26日、福岡高裁（久留島群一裁判長）は1審・福岡地裁判決を支持し、原告側の控訴を棄却しました。「原発事故の賠償費用などは、電気の全需要者が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用。電気事業法は託送供給制度の導入当初から、こうした公益的課題に要する費用を託送料金として回収することを想定している」として、今回の上乗せも「法の委任の趣旨の範囲内だ」との判断でした。

緑の党グリーンズジャパンは、原発にかかわる費用負担は原発事業者が負うべきであり、管轄外や原発に反対する住民に負担を強いるべきではないと考えます。とりわけ、国会議論を経ていない、省令一つで国民負担を増やすことには強く反対します。

原告の主張を支持し、更に最高裁の判断を仰ぐときには住民に寄り添った判断がだされることを求めます。

※訴訟の経過・弁論等詳細はグリーンコープ HP
<https://www.greencoop.or.jp/takuso-ryokin/soshokeikahokoku/>

原発費用めぐる注目の控訴審判決「政府の主張は論外」か？（毎日 2/22）
<https://news.yahoo.co.jp/articles/3c7112981fa98c3d37f10dbb7ff7b2f8ef6eae87>